

制限超過利息支払いにおける元本充当及び返還請求 ： セウエールス帝の勅令(D. 12, 6, 26 pr.)を中心に

菅尾, 暁
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : ローマ法

<https://doi.org/10.15017/14706>

出版情報 : 九大法学. 95, pp.1-30, 2007-09-26. Kyudai Hogakkai
バージョン :
権利関係 :

制限超過利息支払いにおける元本充当及び返還請求

——セウエールス帝の勅令（D. 12, 6, 26 pr.）を中心に——

菅 尾 暁

- 一 はじめに——問題の所在
- 二 関連する諸制度
- 三 法文の検討
- 四 おわりに

一 はじめに——問題の所在

利息に関する法制は、その国・地域の経済的、政治的、そして社会的問題であり、そのため利息に関する特定の理論が必ずしも自明のものであるとはいえず、歴史的にもこのことは示されている⁽¹⁾。そして古代においても例外ではなく、利息理論は一貫したものではなかった。

日本においても、明治期以後に限ったとしても利息制限立法作業がなされ⁽²⁾、そして現行の利息制限法⁽³⁾制定以後は、利息制限法の制限を超過する利息や損害金について、判例理論が形成されてきた⁽⁴⁾。最終的に到達したのは、制限超過利息を任意に支払った場合に元本充当を認め、元本充当の結果元本完済後に残余部分が生じた場合には返還請求を認めるというものであった。この日本の判例理論に類似した取り扱いが、ユースティニアヌス帝が編纂させた、いわゆるローマ法大全 (Corpus iuris civilis) において散見される。このことは、古代ローマと現代日本の様々な差異、特に経済状況及び利息の捉え方の差異を考慮するとき、非常に興味深いものと思われる⁽⁵⁾。

古典期ローマ法においては、利息制限に関して主として以下の三つの規律が挙げられよう⁽⁶⁾。第一に、利息は年利一二% (usurae centesimae) を限度とすること⁽⁷⁾。第二に、利息の利息 (usurae usurarum) は認められないこと⁽⁸⁾ (Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 26, 1; Marc. 14 institut. D. 22, 1, 29; Mod. 1 Respons. D. 42, 1, 27; Inst. C. 4, 32, 28 pr. [a. 529])⁽⁹⁾。第三に、利息の総額が元本額 (usurae supra duplum) を超えてはならないことである (Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 26, 1; Ant. C. 4, 32, 10 [a. 215]; Inst. C. 4, 32, 27, 1 [a. 529])⁽⁹⁾。

これらの問題領域は広範にわたるため、本稿ではこのうち第一に挙げた規律に関連して、金銭消費貸借⁽¹⁰⁾上の制限

超過利息⁽¹⁾について論じる。制限超過利息の法的取り扱いを明らかにするためには、「非債の利息 *usuras indebitas*」⁽²⁾の意義について検討を要する。というのも、法文上「非債の利息」なる文言が制限超過利息を意味するものとして用いられる一方で、必ずしも「非債の利息」が制限超過利息とその境界を完全に等しくするものではないことも法文から読み取ることができるからである。

そこで、本稿の目的に資するために、まず二において、議論の前提となる関連諸制度について整理する。次いで三において、D. 12, 6, 26 pr. 及び関連法文を取り上げ、「非債の利息」の意義の把握に努める。D. 12, 6, 26 pr. は制限超過利息に関して記述されており、ローマの利息理論を考察する上で重きをなすと思われるセウエルス帝の勅令を含む法文である。そして、法文の検討を通じて、制限超過利息の法的取り扱いが勅令により如何に進展したか示唆を得たいと考える。最後に、四において本稿のまとめと課題を示すこととする。なお、本稿においては各法文間に理論的矛盾が存しないことを前提として論じる。

注

(1) その一例として、フランスでは一八〇四年の民法典成立当初はおそらくは経済自由主義的観点から利息の制限を完全に廃止したが、一八〇七年九月三日法では利息制限を復活させ、更にその後一九一八年四月一八日法により再び民事の利息制限は撤廃された。そして一九三五年八月八日法が、一九三六年二月二八日法による修正を受けたものの、暴利禁止規定を定めている。小野秀誠「利息制限法と公序良俗」(信山社、一九九九年)一〇五頁以下参照。

(2) 明治六年三月七日太政官布告第九二号、また太政官布告には至らなかつたものの、明治八年司法省作成「金銀貸借利子制限布告案」、明治九年太政官法制局起草「金穀利息條例」なども明治初期の立法作業としてその後の利息制限法(明治一〇年九月一日太政官布告第六六号、以下「旧利息制限法」とする)制定に影響を与えたものとして注目に値するであろう。明治期の利息制限立法作業については、大河純夫「旧利息制限法成立史序説」立命館法学第二二二—二二四合併号(一九七五年)

二一九頁以下、特に二三三頁以下参照。

(3) 昭和二年五月一日法律第一〇〇号。

(4) 旧利息制限法は、その二条において制限を「超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ」と規定していた。学説は制限超過利息を法律上無効と解したが、判例は、規定の文言どおり制限超過利息を「裁判上無効」とし、制限超過利息といえども債務者が任意に支払ってしまえば有効な支払いになるとした。任意支払いの場合に制限超過利息の返還請求は認められなかったのである。

現行の利息制限法（昭和二年五月一日法律第一〇〇号）が成立した後も、判例は当初返還請求ならびに元本充当を認めなかった。その後、利息制限法の制限を超過する利息を任意に支払った場合に、元本充当することができないとしていた（最判昭和三十七年六月二三日民集一六卷七号二三四〇頁）が、後に元本充当を認めるに至った（最判昭和三十九年一月一日民集一八卷九号一八六八頁）。そしてさらに、元本充当を前提として元本完済後の残余部分の返還請求を認めた（最判昭和四三年一月二三日民集二二卷一五号二五二六頁）。

もっとも、昭和五八年に制定された、「貸金業の規制等に関する法律」四三条により、一定の要件を満たした場合には、「超過部分の支払いは、…有効な利息の債務の弁済とみな」されることとなった。

(5) 無論、貨幣経済・商業発展の程度が異なる両時代・両地域について安易に比較することは避けねばならない。また、ローマ法の消費貸借をもって近世以降の消費貸借を規律ないし論じることができない。

(6) ここに挙げる諸規律、とりわけ三添目については以下の文献に依る。M. Kaser, Das Römische Privatrecht (以下 RPR と略記), 2. Aufl. (München 1971), S.497f.; RPR, S.341f.; K. Verboven, The *sulpicii* from puteoli and usury in the early roman empire, *Tijdschrift voor rechtsgeschiedenis-Revue d'histoire du droit*, LXXI (Haarlem 2003), p.8; 原田慶吉「ローマ法」改訂、(有斐閣 一九五五年) 一五六 一五七頁。

(7) すでに十二表法において最高利率を二分の一とする規定が存在した (8. 18a: *Tacitus, annales*, 6, 16: X *tabulis sanctum, nec quis unciario fenore amplius exerceat*. 第八表一八 a 「タキトゥス(年代記, 16) = 十二表法には、いかなる者も二分の一以上の割合の利息をかけてはならなかったことを規定している。」佐藤謙士「LEX XII TABULARUM = 十二表法原文・邦訳および解説」(早稲田大学比較法研究所、一九六九年) 一七四 一七五頁)。その後も利息に関する立法がしばしばなされ、例えば *Lex Licinia Sextia* (前三三七年)・*Lex Genucia* (前三三四年) などがある。共和政後期以後、年

利二二% (月利一%) を意味する *usurae centesima* が最高利率として用いられ、ローマ帝政期には全国的に認められた (Paul. sent. 2, 14, 2/4)。⁸ コースティアーヌス帝は通常の場合については六% (*dimidia centesima*) に引き下げた。⁹ その他、上流階層構成員については四%、商人及び銀行業者については八%、海上消費貸借については二二%とした (Just. C. 4, 32, 26, 2 [a. 528])。¹⁰ この利率引き上げには利息徴収を拒むキリスト教理論の影響があったといわれている。¹¹ G. Billeter, *Geschichte des Zinsfußes im griechisch-römischen Altertum bis auf Justinian* (Leipzig 1898), S.157ff.; Klingmüller, RE 6.2 (1909), fenus, S.2198; Kaser, RPR, S.497; R. Zimmermann, *Richterliches Moderationsrecht oder Totalnichtigkeit?* (Berlin 1979), S.125ff.; 西本頼『利息法史論』(有斐閣 一九三七年) 二二—二五頁、原田・前掲書一五六頁など。

(8) Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 26, 1 (= B. 24, 6, 26, Lenel, Nr.774)

Supra duplum autem usurae et usurarum usurae nec in stipulatum deduci nec exigi possunt et solutae repetuntur, quemadmodum futurarum usurarum usurae.

学説纂纂第一二卷第六章第二六法文第一項 ウルピアース『告示註解』第二六卷

「しかし二倍額を超える利息と利息の利息は、問答契約の目的にもなされえず、また請求もされえず、将来の利息の利息と同様に、支払われたものは返還請求されない。」

Marci. 14 institut. D. 22, 1, 29 については後掲注 (44) 試訳参照。

Mod. 1 Respons. D. 42, 1, 27 (= B. 9, 3, 27, Lenel, Nr.285)

Praeses provinciae usuras usurarum condemnauit contra leges et sacras constitutiones ideoque Lucius Titius contra prolatam sententiam in iustam praesidis appellauit: quaero, cum non secundum legem Titius pronocasset, an exigi possit pecunia secundum condemnationem. Modestinus respondit, si sententiae certa quantitas continetur, nihil proponi, cur iudicati agi non possit.

学説纂纂第四二卷第一章第二七法文 モチステアーヌス『解答録』第一卷

「属州長官が利息の利息につき法律と神聖なる勅令に反して有責判決を下し、ルキウス・ティティウスが長官により不当に決定された判決に対して上訴をなした。法律に従つことなくティティウスが上訴したとき、有責判決に従つて金銭を請求されるか、私は問う。判決に一定額が含まれる場合は、判決履行訴訟が遂行されえないということを意味するものではない。」

とモテステイヌスは解答した」

Iust. C. 4, 32, 28 pr. [a. 529] (= B. 23, 3, 75)

Vt nullo modo usurae usurarum a debitoribus exigantur, et veteribus quidem legibus constitutum fuerat, sed non perfectissime cautum, si enim usuras in sortem redigere fuerat concessum et totius summae usuras stipulari, quae differentia erat debitoribus, qui re uera usurarum usuras exigebantur? hoc certe erat non rebus sed uerbis tantummodo leges ponere.

勅法彙纂第四卷第三二章第二八法文序項

「利息の利息が債務者から請求されないといふことは、確かに古い法律によつても決定されていたが、完全には確立していなかつた。なぜならば、利息が元本に算入され、全額の利息が諾約されるのが認められていたならば、実際に利息の利息を請求されていた債務者によつて、いかなる差異があつたであらうか。このことは当然、事実によつてではなく文言によつてのみ法律を制定するといふことであつた。」

本稿における新説彙纂のテキストはTh. Mommsen, Digesta Iustiniani Augusti. 2Bde. (Berlin 1868/70) を、勅法彙纂のテキストはP. Krueger, Codex Iustinianus (Berlin 1877) を使用。註記にあたりば次の訳書を参照した。H. Hulot, Corpus de droit civil romain en Latin et en Français, Les Cinqante livres du Digeste ou des Pandectes de l'empereur Justinien, Traduit en Français (Paris 1804); C.E. Otto-B. Schilling-C.F.F. Sintenis, Das Corpus iuris civilis in's Deutsche übersetzt, von einem Vereine Rechtsgelahrter, Bd. (Leipzig 1832); A. Watson, The digest of Justinian, Latin text edited by Theodor Mommsen with the aid of Paul Krueger, English translation (Philadelphia 1985); R. Knütel, et al. Corpus Iuris Civilis Text und Übersetzung (Heidelberg 1995).

註記中の丸数字「1」内については筆者が補足した。以下の法文についても同様である。

(9) D. 12, 6, 26, 1 以下については前掲注(8) 註記参照。

Ant. C. 4, 32, 10

Usurae per tempora solutae non proficiunt ad dupli computationem, tunc enim ultra sortis summam usurae non exiguntur, quotiens tempore solutionis summa usurarum excedit eam computationem.

勅法彙纂第四卷第三三章第一〇法文

「その時々」（per tempora）支払われた利息は二倍額の計算につき役立たない。なぜならば、支払った時に利息額がこの計算を超過したときは、元本額を超える利息は請求されないからである。」

Iust. C. 4, 32, 27, 1 [a. 529]

Cursum insuper usurarum ultra duplum minime procedere concedimus, nec si pignora quaedam pro debito creditorum data sint, quorum occasione quaedam veteres leges et ultra duplum usuras exigi permittebant.

勅法彙纂第四卷第三十三章第二十七法文第一項

「ららに、利息の進行が決して二倍額を超えることはなく、若干の質が債務につき、若干の古い法律によって二倍額を超えても利息が請求されることが自己につき認められていた債権者に与えられた場合に「も、二倍額を超えることはない」と我々は認めぬ。」

- (10) なお、現物消費貸借については、広中俊雄「ローマ法における現物消費貸借上の利息について」、契約とその法的保護・広中俊雄著作集¹、（創文社、一九九二年）二四七頁以下「初出、法学協会雑誌第七一卷第五号（一九五四年）四四頁以下」、同「ローマ法における現物消費貸借上の利息について」、片岡輝夫他著、古代ローマ法研究と歴史諸科学、（創文社、一九八六年）一七一頁以下に詳し。

- (11) これに対して、日本法においては、金銭消費貸借に関して発生する利息について特別法たる利息制限法が適用される。制限超過利息とは利息制限法に規定される利率を超過した利息を意味するのであり、本稿で扱うローマの制限超過利息とは内容を異にすることに留意する必要がある。

- (12) *usuras indebitas* とは、債務者が債務として負っていない利息と理解し、本稿では「非債の利息」と記述する。

二 関連する諸制度

法文に立ち入った検討を加える前に、前提となるローマ法における関連諸制度を概観する。

ローマにおいて消費貸借 (*mutuum*)⁽³³⁾ は当初無利息の友誼的なものとして現れ、要物契約として例えば同額を返還するという合意をなして金銭を交付することを内容とした⁽³⁴⁾。しかしまた、消費貸借においては消費貸借契約を強化するためにしばしば言語契約たる問答契約 (*stipulatio*) も締結されていた⁽³⁵⁾。

債権者は金銭消費貸借の利息を請求するためには、利息について別個の独立した問答契約を締結することが必要であった⁽³⁶⁾。厳正行為、特に消費貸借においては、利息債務は原則として問答契約を締結することによって成立したのである⁽³⁷⁾ (*Afr. 8 Quaest. D. 19, 5, 24*)⁽³⁸⁾。しかしながら、問答契約を締結しなければ利息を請求しえないということとは、問答契約以外の方法で利息合意がなされなかったことまでを意味するものではない。法律史料にも散見されるように、無方式合意 (*pactum*) によって利息を約束することがあったからである。

利息につき無方式合意がなされた場合、無方式合意によっては訴権は生じないので (*Ulp. 4 ad ed. D. 2, 14, 7, 4; PS. 2, 14, 1*)⁽³⁹⁾、債権者は無方式合意をなしたことに基づいて利息を請求することはできない⁽⁴⁰⁾ (*Sev. et Ant. C. 4, 32, 3 [a. 202]*)⁽⁴¹⁾。しかし、債務者が無方式合意に基づいて支払ったときは、支払われた金額はもはや非債として返還請求されえず元本への充当もなされない (*Sev. et Ant. C. 4, 32, 3 [a. 202]*)⁽⁴²⁾。この結果、債権者は債務者が無方式合意に基づき支払った金銭を受領・保持することができることとなる。このことから、債権者にとって利息につき無方式合意をなすことは、問答契約を締結することに比し利益が少ないかのように思われる。

しかし、現実には利息について無方式合意が広く用いられたようである。利息について無方式合意が用いられていた理由は、Gröschlerによれば二点挙げられる⁽⁴³⁾。第一に、利息を問答契約する場合と比較しても、債権者にとっては債権回収についての危険性にほとんど差がないことである。なぜならば、本来無方式合意に基づく支払いは強制されえないものであるが、債権者が債務者に対して即時に元本全額の返済を迫ることにより無方式合意に基づく

利息の支払いを心理的に強制することができたからである。第二に、無方式合意に基づく制限超過利息は消費貸借証書には通常記載されなかったため、債権者にとって有利であったことである。なぜならば、利息の無方式合意の場合には文書で証明されなかったために、たとえ制限超過利息が合意されても消費貸借証書からは明らかでなかったからである。つまり、債権者としては制限超過利息を受領することが可能であった一方で、消費貸借証書からは制限超過利息を受領したことを看取することができなかったのである。このように利息の無方式合意は債権者側にとって有利であったがために広く用いられたものと思われる。もっとも、現実には債務者にとっても無方式合意を媒介とすることで金銭の調達という利益を享受しえたであろう。

注

- (13) 消費貸借は、当事者の一方が相手方から金銭その他の消費物を受領して、一定期間経過後にその受領した物と種類・品類・数量を等しくする物を返還すべきことを約することによって成立する (Gai. 3, 90; I. 3, 14 pr.; D. 12, 1, 2 pr.)。
- (14) Kaser, RPR, S.530ff.; 原田・前掲書 七七頁以下。
- (15) F. Schulz, *Classical roman law* (Oxford 1951), p.479; M. Kaser, (Mutuum) und (stipulatio), *Ausgewählte Schriften*, Bd.2 (Napoli 1976), S.157ff., S.181.
- (16) もちろん利息債務は元本債務を前提として成立するものである。元本債務を負っていないにもかかわらず利息債務を支払った場合については、次の法文を参照されたい。
- Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 26, 2 (= B. 24, 6, 26, Lenel. Nr.774)
- Si quis falso se sortem debere credens usuras soluerit, potest condicere nec uidetur scire indebitum soluisse.*
- 学説纂纂第一二卷第六章第二六法文第二項 ウルピアーヌス「告示註解」第二六卷
- 「ある者が元本を負っていると誤信して利息を支払った場合、返還請求することはできるのであり故意にて非債を支払ったものとはみなされなご。」

(17) これに対して、誠意訴訟で訴求されうる契約では無方式合意で足りるが、本稿では消費貸借における利息を検討対象とするものであるから、利息約束には問答契約を必要とすることを前提とする。Kaser, RPR, S.496-498; 春木一郎『Stipulatio』京都法学会雑誌第三巻第五号(一九〇八年)一〇頁、広中・前掲書一九三頁。

(18) Afr. 8 Quaest. D. 19, 5, 24 (= B. 20, 4, 24, Lenel, Nr. 93)

...respondit pecuniae quidem creditaee usuras nisi in stipulationem deductas non deberi...

学説彙纂第一九巻第五章第一四法文 アフリカーヌス『質疑録』第八巻

「前略 確かに貸し付けられた金銭の利息につき問答契約でなされた「利息」のみが負われる」と解答した。後略」

(19) これに対して、都市の消費貸借(D. 22, 1, 30)は無方式合意によっても、そして海上消費貸借(D. 22, 2, 7)は問答契約以外によっても利息債権が発生した。

Paul. sing. regl. D. 22, 1, 30 (= B. 23, 3, 30, Lenel, Nr. 1438)

Etiam ex nudo pacto debentur ciuitatibus usurae creditarum ab eis pecuniarum.

学説彙纂第三三巻第一章第三〇法文 ハウルス『法範単巻書』

「単なる合意からでも、その金銭につき都市から貸し付けられた利息は債務として負われる。」

Paul. 3 ad ed. D. 22, 2, 7 (= BS. 23, 3, 30, Lenel, Nr. 124)

In quibusdam contractibus etiam usurae debentur quemadmodum per stipulationem. nam si dedero decem traiecitia, ut salua naue sortem cum certis usuris recipiam, dicendum est posse me sortem cum usuris recipere.

学説彙纂第三三巻第二章第七法文 パウルス『告示註解』第三巻

「若干の契約においては、問答契約によるのと同様に利息もまた債務として負われる。なぜならば、私が海上消費貸借金一〇金を、船が無事到着したならば元本を一定の利息とともに受け取るであらう(「いう条件で」)与えた場合、私は利息とともに元本を受け取るべきである」といわれるべきだからである。」

(20) Ulp. 4 ad ed. D. 2, 14, 7, 4 (= B. 11, 1, 7, Lenel, Nr. 242)

Sed cum nulla subest causa, propter conventionem hic constat non posse constitui obligationem: igitur nuda pactio obligationem non parit, sed parit exceptionem.

学説彙纂第三三巻第一四章第七法文第四項 ウルピアース『告示註解』第四巻

「しかし、原因が存在しないときに契約を理由としては債務関係が承認されえないことは確定している。従って、単なる約束は債務関係を生ぜず抗弁を生ずる。」

Paul. sent. 2, 14, 1

Si pactum nudum de praestandis usuris interpositum sit, nullius est momenti; ex nudo enim pacto inter cives Romanos actio non nascitur.

パウルス『断案録』第二巻第一四章第一法文

「利息を給付されることにつき単なる無方式合意が挿入されたときは何も生じない。すなわち、単なる無方式合意によってローマ市民間において訴権は生じない。」

(21) Sev. et Ant. C. 4, 32, 3 [a. 202] (= B. 23, 3, 52)

Quamvis usurae fenebris pecuniae citra vinculum stipulationis peti non possunt, tamen ex pacti conventionione solutae neque ut indebitae repetuntur neque in sortem accepto ferendae sunt.

勅法纂纂第四巻第三三章第三法文

「問答契約による拘束 (vinculum) がないときは利息付「で貸し付けられた」金銭の利息は請求されえないとしても、無方式合意に基づいて支払われたものは、非債として返還請求されないし、元本として受領されるべきでもない。」

(22) P. Gröschler, *Die tabellae-Urkunden aus den pompejanischen und herkulanensischen Urkundenfunden* (Berlin 1997), S.165, 177; *König* Verboven, a.a.O., S.13.

三 法文の検討

1. Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 26 pr.

本法文は、学説纂纂第一二巻第六章「非債弁済による不当利得返還請求訴権について (de conditione indebiti)」

に採録されている、ウルピアーヌス⁽²¹⁾『告示註解』第二六巻の法文である。ここでは、(1)非債の利息を返還請求することができないこと、(2)制限超過利息についてもまた返還請求することができないこと、しかし制限超過部分は元本充当され元本完済後は返還請求されぬこと、(3)元本債務が存在しない場合や同時支払いの場合であっても返還請求されぬこと、⁽²²⁾が叙述されている。

Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 26 pr. (= B. 24, 6, 26, Lenel, Nr. 774)

Si non sortem quis, sed usuras indebitas soluit, repetere non poterit, si sortis debitae soluit: sed supra legitimum modum soluit, diuus Senerus rescripsit (quo iure utimur) repeti quidem non posse, sed sorti imputandum et, si postea sortem soluit, sortem quasi indebitam repeti posse. proinde et si ante sors fuerit soluta, usurae supra legitimum modum solutae quasi sors indebita repetuntur. quid si simul soluerit? poterit dici et tunc repetitionem locum habere.⁽²³⁾

学説彙纂第一二巻第六章第二六法文序項　ウルピアーヌス『告示註解』第二六巻

「ある者が元本ではなく、債務として負っていない利息を支払ったときで、債務として負っている元本の「利息を」支払った場合には、返還請求できないであろう。しかし、法の許した限度を超えて支払った場合には、神皇セウエールスは、確かに返還請求されえないが、元本に充当されるべきであり、その後元本を支払った場合には、債務として負っていない元本の如く返還請求されぬ」と勅答した(我々はこの法を用いる)⁽²⁴⁾。従って、予め元本が支払われていた場合であっても、法の許した限度を超えて弁済された利息は債務として負っていない元本の如く返還請求されぬ。同時に弁済した場合はどうか。そのときも返還請求がなされると言われぬであろう。」

本論文では次のような事案が想定されよう。ある者が消費貸借契約を締結し、その際に利息につき問答契約を締結していないにもかかわらず、債権者に対して利息を支払った場合である⁽³²⁾。

債務者が債務として負っていないことを知りながら利息を支払ったときは、故意に非債を支払ったのであるから返還請求することはできない。ところが、法の許した限度を超えて非債の利息が支払われたときは扱いが異なる。

神皇セウエルス⁽³²⁾の勅令によれば、制限超過利息支払いがなされたとき、確かに返還請求はできない。しかし、制限超過部分は元本に充当すべきであると命じたことで元本を減少させる。そしてその後債務者が元本を支払ったために残余部分が存在する場合は、残余部分は非債の元本の如く返還請求され⁽³³⁾る。

ウルピアーヌスはセウエルス帝の勅令を前提にさらに次のように展開した。元本がすでに弁済されているにもかかわらず制限超過利息が支払われた場合には、利息の返還ではなく、債務として負っていない元本の如く返還請求され⁽³⁴⁾ると。そして元本と制限超過利息が同時に支払われた場合も同様に返還請求を認めた。

2. 「非債の利息 (usuras indebitas)」

D. 12, 6, 26 pr. にいう「債務として負っていない利息」すなわち、「非債の利息」が具体的に如何なる意味を有するかという問題が生じる。この「非債の利息」の具体的内容については、二つの観点から問題設定する必要がある。すなわち、一点目は利率との関係であり、二点目は問答契約・無方式合意との関係である。

(一) 利率との関係

D. 12, 6, 26 pr. において、「しかし、法の許した限度を超えて支払った場合には…確かに返還請求されえな

い (sed si supra legitimum modum soluit...repeti quidem non posse)」と述べられている。このことが、D. 12, 6, 26 pr. の「債務として負っていない利息を支払ったときは返還請求できないである」(usuras indebitas soluit, repetere non poterit)」を前提としており、したがって前者においては「非債の利息」が省略されていることが推測されうる。このことを踏まえると、D. 12, 6, 26 pr. においては、債務として負っていない利息が支払われた場合には返還請求されないことを一般的に記述したものであり、D. 12, 6, 26 pr. では債務として負っていない利息のうち制限超過した場合について言及したものと見えよう。とすると、制限超過利息は「非債の利息」の一例と考えられるのであり、D. 12, 6, 26 pr. について「非債の利息」は、法定内利率に限定されるものではなく、制限超過利息を包含するものと解されるのである。

(二) 問答契約・無方式合意との関係

(1) 法定内利息の場合

文献では、本論文の「非債の利息」を無方式合意に基づく利息とのみ考える見解が存在する。⁽³⁵⁾ 確かに無方式合意に基づく利息が支払われた場合には、債務者は返還請求することはできないのであり、その帰結は本論文とも合致する。しかし、文言上無方式合意に基づく利息 (usuras ex pacto) ではなく「非債の利息 (usuras indebitas)」である以上、無方式合意されたものに限るものではなく、むしろ問答契約により締結されていない利息である可能性も考慮しなければならぬであろう。⁽³⁶⁾ したがって、問答契約にも無方式合意にも基づかない利息が支払われた事例を検討する必要がある。この検討に際しては、債務者の利息支払いを故意と錯誤による場合に分類した上で、他の法文と整合した解釈可能性を探ることとする。

まず、故意により支払った場合である。非債弁済による不当利得返還請求権（*condictio indebiti*）は債務者が錯誤によって支払ったことを要件とする（Ulp. 26 ad ed. D. 12, 6, 1, 1⁽³⁷⁾）。したがって、債務者が故意に非債弁済をなしたときは非債弁済による不当利得返還請求権は生じず、それゆえ債務者は返還請求することはできない（Pomp. 5 ad Q. Muc. D. 12, 6, 50⁽³⁸⁾）。

次に、錯誤により支払った場合は、非債弁済の原則（D. 12, 6, 1, 1）に従い返還請求の対象となりそうである。しかし、Scaev. 5 Respons. D. 46, 3, 102, 3 によれば、錯誤による非債弁済であっても、錯誤による利息の非債弁済の場合は元本に充当されることとなり、非債弁済による返還請求については言及されていない。

Scaev. 5 Respons. D. 46, 3, 102, 3 (= B. 26, 5, 102, 3, Lenel, Nr. 306)

学説彙纂第四六巻第三章第一〇二法文第三項 スカエウオラ⁽³⁹⁾ 解答録 第五巻。

「テイティウスは消費貸借の金銭を受領し、5%の利息を誓約して利息を数年間支払った。その後無方式合意されることなく、錯誤と不知のために6%の利息を支払った。錯誤が明らかとなったとき、問答契約がなされたより多く利息として支払われていたものは元本を減少させるか、私は問う。テイティウスが誤って負っているより多く利息に支払っていた場合、より多く支払われたものは元本を減少させると解答した。」

利息については法定内利率である5%で問答契約を締結していた。債務者は問答契約に基づき数年間利息を支払った。しかし、その後無方式合意することなく錯誤と不知により6%の利息を支払った事例である。仮に6%につき無方式合意がなされていたとすれば、より多く支払った部分（6% 5%）については債権者は元本に充当するこ

となく受領・保持することができた (Sev. et Ant. C. 4, 32, 3 [a. 202])。しかし、無方式合意すらなされなかった本事例では、より多く支払った部分は元本への充当が指示されている。

D. 46, 3, 102, 3 が錯誤による法定内利息の非償弁済の場合に返還請求を否定するものであるかは判然としない。法文上は元本充当についてのみ記されており、返還請求について言及がないからである。しかし言及がないことをもって返還請求可能性を排除していると断定することはできない。むしろ、元本充当についてのみ問われたので、解答は問いに対応する形でなされ、それ故返還請求の可否につき言及しなかったという可能性が高いであろう⁽¹⁷⁾。

さらに、利息につき問答契約が締結されていない場合に D. 46, 3, 102, 3 の事例と同視することができるとしても依然として疑問が残る。D. 46, 3, 102, 3 は問答契約に基づく利息を数年間支払っていることを事案として挙げており、利息につき問答契約が締結されていることを前提とする法文とも考えられるからである。これら点については一層の詳細な検討を要するため、本稿では問題の指摘にとどめ、解決については留保せざるをえない。

(2) 制限超過利息の場合

さらに制限超過して支払われた場合を検討する必要がある。D. 12, 6, 26 pr. において制限超過利息について規定されており、制限超過利息もまた「非償の利息」に含まれるからである。このことについてはすでに述べた。

利息は制限利率を超過して問答契約により締結することもできた⁽¹⁸⁾が、制限超過部分については問答契約の内容に含まれず、そのため制限超過部分については利息債務が生じず法定内利息についてのみ問答契約が締結されたこととなる (Marci. 14 institut. D. 22, 1, 29⁽¹⁹⁾ *non* Pap. II Respons. D. 22, 1, 9 pr.)⁽²⁰⁾。この他に、無方式合意に基づく制限超過利息支払い、問答契約にも無方式合意にも基づかない制限超過利息支払いが想定される。

これらに関しては、古典期ローマ法における制限超過利息を考察するに当たり、三〇〇年頃に書かれたといわれる、パウルス『断案録』⁽⁴⁶⁾をあわせて検討する必要がある。

PS. 2, 14, 2

Usura supra centesimam solutae sortem minuunt; consumpta sorte repeti possunt.

パウルス『断案録』第二巻第一四章第二法文

「百分の一を超えた利息の支払いは元本を減らす。元本完済後は返還請求されつる。」

PS. 2, 14, 4

Usurae, quae centesimam excedunt, per errorem solutae repeti possunt.

パウルス『断案録』第二巻第一四章第四法文

「誤って支払われた百分の一を超える利息は返還請求されつる。」⁽⁴⁷⁾

PS. 2, 14, 2 と PS. 2, 14, 4 を異なる事例についての法文と理解する見解がある。⁽⁴⁸⁾ PS. 2, 14, 4 によれば、錯誤の制限超過利息支払いのときには、債務者は既払いの制限超過利息を返還請求することができる。そのため、返還請求を認めず元本充当を指示する PS. 2, 14, 2 は、錯誤による制限超過利息支払い以外の場合を叙述する法文となる。つまり、故意の制限超過利息支払いの場合あるいは無方式合意に基づく制限超過利息支払いの場合に、支払われた制限超過利息は元本充当され、元本完済後は残余部分を返還請求しつるのである。したがって、PS. 2, 14, 4 は錯誤による制限超過利息支払いについて、PS. 2, 14, 2 はそれ以外の制限超過利息支払いについて述べて

いることとなる。

これに対して異なる見解も存在する。PS. 2, 14, 2 と PS. 2, 14, 4 を択一的に理解する見解⁽²³⁾や PS. 2, 14, 4 を PS. 2, 14, 2 の返還請求根拠として理解する見解⁽²⁴⁾である。両説ともに PS. 2, 14, 4 を「百分の一を超える利息は誤って支払われたものとして返還請求をなす」と理解する⁽²⁵⁾。

この文法理解を前提として、前者の見解は PS. 2, 14, 2 と PS. 2, 14, 4 を並列的に捉える。PS. 2, 14, 2 も PS. 2, 14, 4 もいずれも制限超過利息が支払われた場合について言及していることとなる。したがって、制限超過利息を支払った場合は、債務者は元本充当か返還請求を選択できるというのである。この理解に従えば、制限超過利息は常に返還請求されうる可能性があることとなる。このことは D. 12, 6, 26 pr. においてセウエールス帝の勅令が制限超過利息の返還請求を否定していること (reputi quidem non posse) に矛盾するものである。これに従って、法文理解すべきではなからう。

後者の見解もまた文法上、PS. 2, 14, 4 について上記の見解と同様に解釈をするので、PS. 2, 14, 4 の文言上は差異を生じさせるものではない。しかし、PS. 2, 14, 4 を PS. 2, 14, 2 の返還請求時の根拠としてのみ理解する点が前者と異なる。つまり、PS. 2, 14, 2 によれば、制限超過利息は返還請求されえないが元本充当されるのであり、元本債務が完済された結果生じた残余部分は返還請求されうる。その返還請求根拠が PS. 2, 14, 4 について「誤って支払ったものとして (per errorem solutae)」であり、錯誤による非債弁済 (Ultp. 26 ad ed. D. 12, 6, 1, 1) として返還請求をなすところからである。

しかしなお、PS. 2, 14 における諸法文の配置構成から、PS. 2, 14, 4 を PS. 2, 14, 2 の根拠として、しかも返還請求のみに限定して理解することができるのかが疑問として残る。言い換えれば、PS. 2, 14, 2/4 両法文の

間には、海上消費貸借の場合は利息制限されないといふ PS. 2, 14, 3⁽²²⁾ が配置されているのであり、この法文配置を無視して理解することは困難である⁽²³⁾と思われるのである。仮に PS. 2, 14, 4 が PS. 2, 14, 2 の返還請求時の根拠であれば、少なくとも PS. 2, 14, 2 の直後に配置されていたであろう。

従って、上記三つの見解のうち、最初に挙げた PS. 2, 14, 2 と PS. 2, 14, 4 を異なる事例についての法文と理解する見解に従うのがもっとも妥当と思われる。この法文の理解を前提とすれば、以下のように D. 12, 6, 26 pr. の「非債の利息」を理解することができる。

D. 12, 6, 26 pr. において制限超過利息が支払われた場合に返還請求されえないことが確認されている。そして制限超過利息は元本に充当され元本元済後に返還請求される。PS. 2, 14, 2/4 との整合性を踏まえると D. 12, 6, 26 pr. が債務者に返還請求を認める錯誤による制限超過利息支払いについては対象外としていることが明らかとなる。よって D. 12, 6, 26 pr. は、錯誤による制限超過利息支払い以外の場合、つまり故意の制限超過利息支払いあるいは無方式合意に基づく制限超過利息支払いの場合について叙述しているのである。

以上の検討により、次のことが言えるであろう。D. 12, 6, 26 pr. は錯誤による制限超過利息支払いについて叙述されたものではない。そして D. 12, 6, 26 pr. は D. 12, 6, 26 pr. を前提とするものであり、「非債の利息」の理解については一貫するものでなければならぬ。したがって D. 12, 6, 26 pr. の「非債の利息」についても D. 12, 6, 26 pr. と同様、錯誤の場合が排除されているのである⁽²³⁾。

3. その他の関連法文

D. 12, 6, 26 pr. の他に「非債の利息 (usuras indelitas)」が記述される法文が伝えられる。D. 12, 6, 26 pr.

に類似する C. 4, 32, 18 である。先に検討したことを踏まえ、若干の検討を加える。

Diocl. et Maxim. C. 4, 32, 18⁽⁷³⁾ (= B. 23, 3, 66)

Impp. Diocletianus et Maximianus AA. Et CC. Aurelio Castori.

Indebitas usuras, etiam si ante sortem solutae non fuerint ac propterea minuire eam non poterint, licet post sortem redditam creditorii fuerint datae, exclusa iuris varietate repeti posse pensa ratione firmatum est.

勅法彙纂第四卷第三章第一八法文

ディオクレティアーンヌス帝とマクシミアーンヌス帝がアウレリウス・カストルスに。

「非債の利息が、元本の前に支払われずそのため元本を減らすことができなかったのではなく、元本返済後に債権者に支払われた場合であっても、法の相違を取り除くために、返還請求されうるということが熟慮の結果確定された。」

本文文の前半部分 (etiam... poterint) においては、「元本の前に支払われずそのため元本を減らすことができなかった」と記されている⁽⁷⁴⁾。この多少迂遠とも思われる表現を翻して解釈すれば、「元本債務が支払われる前に非債の利息が支払われた場合には「元本を減らす」ということである⁽⁷⁵⁾。すでにセウエルス帝の勅令により認められた、元本充当した結果元本債務が消滅した場合に限定した返還請求について言及しているのである。他方、本文文の主眼が置かれる後半部分においては、元本債務返済後に支払われた場合であっても、支払われた非債の利息の返

還請求が認められる。つまり、非債の利息が支払われた場合に、元本債務が存在しているか否かで区別されるのである。⁽³⁵⁾

このように C. 4, 32, 18 の勅令はセウエルス帝の勅令に類似するものではあるが、C. 4, 32, 18 と D. 12, 6, 26 pr. の両法文に現れる「非債の利息」は射程を異にする。確かに C. 4, 32, 18 は D. 12, 6, 26 pr. と同様のことについて言及しており、両者ともに錯誤の場合は排除される (PS. 2, 14, 4)。しかし C. 4, 32, 18 の「非債の利息」は制限超過利息を意味するのであり、⁽³⁶⁾ 他方 D. 12, 6, 26 pr. は 言及する制限超過利息を含めた、より広義の非債の利息を意味する。故に、C. 4, 32, 18 と D. 12, 6, 26 pr. における「非債の利息」は同じ文言ながら異なる内容であると理解すべきである。

以上の検討を踏まえれば、D. 12, 6, 26 pr. に引用されているセウエルス帝の勅令との関係から次のことを仮定することができよう。つまり、「セウエルス帝の勅令以前は非債の利息を返還請求しえなかった。D. 12, 6, 26 pr. に「我々はこの法を用いる (hoc iure utimur)」と記述されていることから、おそらくはセウエルス帝の勅令の内容に反する実態があった。すなわち、セウエルス帝の勅令以前は制限超過利息支払いの場合であっても故意の支払いについては元本充当、そしてその後の返還請求が認められなかったのではないかと思われる。セウエルス帝の勅令により、元本債務が支払われる前に非債が支払われた場合には、返還請求できないが元本充当され、元本完済後には返還請求されうることとなった。ウルピアーヌスは、セウエルス帝の勅令に基づいて、さらに元本債務返済後に非債の利息を支払った場合に返還請求を認めるという理論を展開した。しかし現実には C. 4, 32, 18 の文言「法の相違を取り除くために (exclusa iuris varietate)」から推測されるようにディオクレティアーンス帝とマクシミアーンス帝とマクシミアーンス帝の勅令以前は返還請求しえなかったが、ディオクレティアーンス帝とマクシミアーン

ス帝の勅令によってウルピア・ヌスが展開した理論が確認された。以上のように仮定できるならば、セウエールス帝の勅令は古典期ローマ法における利息制度において一連の理論展開の契機とみなすことができ、大きな影響を及ぼすものであったということになる。

さらに、ユースティニアヌス帝の勅法においても制限超過利息が元本に充当されるべきことは確認される。

[Iust. C. 4, 32, 26, 4 [a. 528] (= B. 23, 3, 74)]

勅法彙纂第四卷第三章第二六法文第四項

「しかし、ある者がこの勅法の制限に違反したとき、超過部分につき訴権を有することはないが、すでに受領していたときには、利息付きで与えられた金銭から「超過部分を」*siliqua* (価値にして *Solidus* の二四分の一に相当する銀貨) 又は謝礼 (*sportula*) 又はその他の原因のために天引きあるいは保持することを債権者らに許さないのであるから、これ「= 超過して受領していたもの」は元本に充当されねばならない。なぜならば、ある者がこのようになしたときは、元本債務がはじめから超過額につき減らされ、減らされるべき部分自体はその利息部分と同様に請求されることを禁じられるからである。」

この勅法からは、勅法に反して制限超過利息を貸し付けた債権者を利することがないように、第一に制限超過利息についての訴権を債権者に認めないこと、第二に受領した場合には元本に充当されるべきことを看取しうる。

注

- (23) Domitius Ulpianus は、セプティミウス・セウエールス帝とカラカッラ帝のもとで、パウルスと共に近衛都督ハービニアヌスの補佐官 (Assessor) であった。後、アレクサンデル・セウエールス帝のもとでは、近衛都督を務めた。W. Kunkel, *Herkunft und soziale Stellung der römischen Juristen* (Weimar 1952), S.245ff.
- (24) Mommsen 版の注記によれば、原本には *sortis debitas とあるもの*、*sorti debitas とあるもの*がある。また Geb. 版の注記によれば、Hal. 版と Vulg. は *sorti debitas とあるもの*。
- (25) Kaser, RPR, S.341 Anm.49 によれば、学説彙纂と勅法彙纂において同一一般に *centesima* は *legitima* (usurae) と置換えられている。また Lenel, *Palingenesia*, Ulpianus Nr.774 Anm.2 は *centesimam と改正*。Vgl. E. Levy/E. Rabel, *Index Interpolationum Quae in Iustiniani Digestis Inesse Dicuntur*, Tom.1 (Weimar 1929), S.183.
- (26) Geb. 版は *'imputandum: et si'* とする。従って、「確かに返還請求をされないが、元本に充当されるべきである。たとえその後元本を支払った場合であっても、元本が非債の如く返還請求される」となる。これに従い理解すれば、当該箇所に続く部分が、予め元本が支払われていた場合に返還請求を認めると規律していることから、予め元本が支払われていた場合を前提にしているとは考えることはできない。とするとき、「制限超過部分が充当された結果生じた残余部分が返還請求される場合」に加えて、さらに「元本を支払った結果残余部分が存在する場合」と考えるのである。
- (27) Geb. 版によれば、Hal. 版と Vulg. は *quod si simul soluerit* とある。
- (28) *sortis et debita* はそれぞれ女性名詞・単数・属格であり、*ijus* は *usuras* (複数・対格) が省略されていると考えるべきである。
- (29) この文言により、セウエールス帝の勅令以前には諸説あったことを窺い知ることができ、「hoc iure utimur」の用例として例えば Ulp. 9 ad ed. D. 3, 3, 27, 1 (= B. 8, 2, 27, Lenel, Nr.317): *Si ex parte actoris litis translatio fiat, dicimus committi iudicatum solui stipulationem a reo factam, idque et Neratius probat et Iulianus et hoc iure utimur...* 学説彙纂第三卷第三章第二十七法文第一項 ウルピアヌス「告示註解」第九卷「原告側において訴訟の移転がなされたとき、被告によりなされた判決が履行されるといふ問答契約が有効とされると我々は決定した。このことをネラティウスとユリアーヌスが承認し、我々はこの法を用いる。」後略」
- Vgl. H.G. Heumann-E. Seckel, *Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts*, 9. Aufl. (Jena 1926), S.608.

- (30) Vgl. Heumann-Seckel, a.a.O., S.321.
- (31) 本稿では、債務者を弁済者、債権者を受領者とするところで事案を単純化する。
- (32) *Septimius Severus* (在位一九三二—一九九一年)。もっともこの場合は *diuus* が付られているので、セウエールス帝の死後にウルピアヌスが勅令を引用したことを推測している。
- (33) *Knitel, et al., Corpus Iuris Civilis Text und Übersetzung* (Heidelberg 1995) が ohne Abzug を補って訳出しているのは元本債務額を全額支払った場合のみを意味するものである。しかし、制限超過利息を元本充当し続けた結果生じた残余部分についても本法文は受当するものと考えられる。
- (34) *Glossa ordinaria* [*Corpus iuris civilis, Accursius* (1627) (D. Gothofredus = fehus 復刻版1966を使用)]、以下「標準注釈」とす。注釈 d [Quasi] 'nam vsura, non vt sorts, repetitur.' とするマックルシウスの見解よれば、元本としてはなく利息が返還されることとなる。最後に支払われ返還の対象となる残余部分は元本として支払われた金銭である。当該箇所を利息が返還されるとするマックルシウスの見解には疑問が残る。
- (35) 『標準注釈』注釈 b [Debita]: H. Siber, *Naturalis obligatio* (Leipzig 1925), S.62, 66; F. Schwarz, *Die Grundlage der Conditio im klassischen römischen Recht* (Münster-Köln 1952), S.93f., 104, 290; Gröschler, a.a.O., S.170 n.72.
- (36) Vangerow, *Lehrbuch der Pandekten*, Bd.1 (Mairburg-Leipzig 1863), S.111 (§ 76 Anm.2.(2)) は、故意による利息の非償弁済のみならず錯誤による利息の非償弁済についても、返還請求しえないことを認めねばならないとする。
- (37) *Ulp.* 26 ad ed. D. 12, 6, 1, 1 (= B. 24, 6, 1, Lenel, Nr. 774)
 Et quidem si quis indebitum ignorans soluit, per hanc actionem condicere potest: sed si sciens se non debere soluit, cessat repetitio.
 学説彙纂第一二巻第六章第一法文第一項 ウルピアヌス『告示註解』第二六巻
 「すなわち、ある者が非償を誤って支払った場合、この訴権によって返還請求することができる。しかし債務を負っていないことを知りながら支払った場合は返還請求はなされない。」
- (38) *Pomp.* 5 ad Q. Muc. D. 12, 6, 50 (= B. 24, 6, 50, Lenel, Nr. 242)
 Quod quis sciens indebitum dedit hac mente, ut postea repeteret, repeterere non potest.
 学説彙纂第一二巻第六章第五〇法文 ボンポニーウス『クイントゥス・ムキウス註解』第五巻

「ある者が後に返還請求する意図で故意に非償を与えたものを、返還請求することはできない。」

- (39) Vgl. Kaser, RPR, S.498; Gröschler, a.a.O., S.174-176; Verboven, op. cit., p.14.
- (40) Titus mutam pecuniam accepit et quincunnes usuras spondit easque paucis annis soluit: postea nullo pacto interveniente per errorem et ignorantiam semisses usuras soluit: quaero, an patefacto errore id, quod amplius usurarum nomine solutum esset quam in stipulatum deductum, sortem minueret. respondit, si errore plus in usuris soluisset quam deberet, habendam rationem in sortem eius quod amplius solutum est.
- (41) Quintus Cervidius Scaevola は、マルクス・アウレリウス帝（在位一六一—一八〇年）の顧問会に属した二世紀後半の法学者。Kunkel, a.a.O., S.217ff.
- (42) Chr. Fr. Glück, Ausführliche Erläuterung der Pandekten, Bd.13, (Erlangen 1811), S.98 (§830) は、D. 12, 6, 26 pr. に「関連して、無利息で貸与された元本につき誤って支払われた非償の利息は法定利率を超過しない限りは返還請求できない」とある。Glückの見解の根拠は示されていないが、おそらくはD. 46, 3, 102, 3を根拠とするものである。D. 46, 3, 102, 3を錯誤による法定内利息の非償弁済の場合に返還請求を否定する法文と考えることができれば、確かにD. 12, 6, 26 pr. の「非償の利息」に錯誤による法定内利息の非償弁済も含まれるのである。
- なお、D. 46, 3, 102, 3が返還請求可能性を排除するものとまでいえないことも、錯誤による利息の非償弁済は、非償弁済の原則的事例（D. 12, 6, 1, 1）とは異なる取り扱いがなされていると考える。なぜならば、D. 46, 3, 102, 3により、錯誤による法定内利息の非償弁済は元本充当されるのであり、他方、錯誤による制限超過利息の非償弁済はただちに返還請求することができない（本文にて後述）からである。
- (43) Vgl. Billeter, a.a.O., S.271.
- (44) Marc. 14 institut. D. 22, 1, 29 (= B. 23, 3, 29, Lenel, Nr.161)
- Placuit, siue supra statutum modum quis usuras stipulatus fuerit siue usurarum usuras, quod illicite adiectum est pro non adiecto haberi et licitas peti posse.
- 学説纂纂第三二卷第一章第二九法文 マルキアヌス『法学提要』第一四卷
- 「ある者が法定利率を超えて利息を問答契約しようと、利息の利息を問答契約しようと、不法に附加された額は附加されなかったものとみなされ、許された分だけが請求をむづるといつことが通説である。」

- (45) Pap. 11 Respons. D. 22, 1, 9 pr. (= B. 23, 3, 9, Lenel, Nr.662)
Pecunia faenebris, intra diem certum debito non soluto, dupli stipulatum in altero tanto supra modum legitimae usurae respondi non tenere: quare pro modo cuiuscumque temporis superfluo detracto stipulatio vires habebit.
 学説纂纂第三二巻第一章第九法文序項 パービニアヌス「解答録」第一巻
 「確定期限内に債務が弁済されないうちに、利息付き金銭につき二倍で問答契約されたものは、倍額部分に法の許す限度を超えては及ばない」と私は解答した。それゆえに、それぞれの期間の割合に応じて超過部分が差し引かれるとき、問答契約は効力を有するであろう。」
- (46) パウルスの名を偽って冠したものであり、パウルスの著作ではないとされる。柴田光蔵「ローマ法字」碧海純一・伊藤正巳・村上淳一編「法字史」(東京大学出版会、一九七六年)四二頁参照。
 なお、PS. 2, 14, 1 法文訳は前掲注(20) PS. 2, 14, 3 法文訳は後掲注(22)を参照されたい。PS. 2, 14, 5 以降の法文については本稿とは直接に關係する法文ではないと思われるので割愛する。
- (47) *usurae et solutae* を共に複数・主格である *iusu* が *per errorem solutae et usurae* に掛けて解釈する。
- (48) Vangerow, a.a.O., S.112 (§76 Anm.2.(3)); Billeter, a.a.O., S.271; Zimmermann, a.a.O., S.126.
- (49) Buckland, *A Text-Book of roman law* (Cambridge 1921), p.461 n.9. 林信夫「帝政後期ローマにおける利息法の機能」
 立教法学第四四号(一九九六年)八九頁も同様の立場である。
- (50) Gröschler, a.a.O., S.286 Anm.129. なお、Gröschler は D. 12, 6, 26 pr. の「非債の利息」につき無方式合意に基づく利息を念頭に置いていると考えられる。そのため制限超過利息についても無方式合意が前提となっており、*iusu* とは PS. 2, 14, 2/4 同法文の解釈についても正しいと思われる。
- (51) PS. 2, 14, 4 の文法理解においては同説とも異なる点がある。前者の見解においては文法的説明が附されていない。したがって、*iusu* は、後者の見解で挙げる Gröschler, a.a.O., S.186 Anm.129 の理解を紹介する。それによれば、*usurae* を複数・主格で、*per errorem solutae* を *per* は単数・与格として理解する *iusu* で *usurae* の付加語ではなく *repeti possunt* の修飾語とされる。
- (52) Pauli sent. 2, 14, 3
Traiectitia pecunia propter periculum creditoris, quamdiu navigat navis, infinitas usuras recipere potest.

バウルス『断案録』第二巻第一四章第三法文

「債権者の危険による海上消費貸借では、船が航行している間は無制限の利息を受領することができる。」

- (53) Kaeser, RPR, S.342 は、債権者が制限超過利息を受領した場合は元本充当される」と述べるが、錯誤による制限超過利息支払いの場合 (PS. 2, 14, 4) は考慮に入れられていない。しかしながら D. 12, 6, 26 pr. の「非債の利息」の内容が錯誤による制限超過利息支払いを包含するものでないとしても、債権者が受領した制限超過利息の法的取り扱いを考慮するとき錯誤支払いの場合も併せて考慮せねばならない。

- (54) T. Honoré, EMPERORS AND LAWYERS (London 1981), p.133, ib., n.365 によれば、一九三三年以降一九四四年九月二四日以前に出された勅法である。

- (55) 『標準注釈』注釈 b [indebitas] において、アックルシウスは 'iure' とする。また B [indebitas usuras] においてクマキウスは 'Cuius et naturaliter' と解し、PS. 2, 14, 2 を挙げる。

- (56) アックルシウスは『標準注釈』注釈 c [Non potuerint] において D. 12, 6, 26 pr. の参照を指示する。

- (57) Krueger, Codex Iustinianus の注「ドット」 'confirmant Graeci, videntur tamen debent explanationi' interpretis' と記されている。

- (58) パシリカ法典並びにパシリカ法典に付された注記、さらに『標準注釈』を参照。本稿ではパシリカ法典につき C.G.E. Heimbach, Basilicorum を使用した。

- (59) 『標準注釈』注釈 d [iuris] 参照。

- (60) Siber, a.a.O., S.67 は「非債の利息」の可能性について、制限超過利息以外にも無方式合意すらなされていない場合も挙げる。しかし、無方式合意すらなされていない利息が C. 4, 32, 18 に合致するためには D. 46, 3, 102, 3 の検討で触れたように、錯誤による利息の非債弁済が返還請求されないという点が明らかにならねばならない。

- (61) Si quis autem aliquid contra modum huius fecerit constitutionis, nullam penitus de superfluo habeat actionem, sed et si acceperit, in sortem hoc imputare compelletur, interdicta licentia creditoribus ex pecuniis femori dandis aliquid detrahare vel retinere siliquarum vel sportularum vel alterius cuiuscumque causae gratia. nam si quid huiusmodi factum fuerit, principale debitum ab initio ea quantitate minuetur, ut tam ipsa minuenda pars quam usurae eius exigi prohibeantur.

四 おわりに

本稿で述べたことをまとめる。債権者が債務者に対して利息を請求するためには、問答契約を締結せねばならない。他方、債権者・債務者間で無方式合意をなしたにとどまるときは、債権者は利息支払いを債務者に対して請求することができない。それにもかかわらず債務者が利息支払いをなしたときは、債務者は返還請求することができる。債権者は支払われた利息を受領・保持することとなる。債務者が故意に利息の非償弁済をなしたときも同様である。錯誤により利息の非償弁済がなされたときは元本に充当される。

制限利率を超過する場合は扱いが異なる。錯誤による制限超過利息支払いのときは、債務者は返還請求することができる。他方、それ以外の制限超過利息支払いのときは、返還請求することができず、その制限超過部分は元本に充当される。そして元本債務が完済された後になお残余部分が存在する場合には、債務者は返還請求することができる。元本債務が支払われた後に制限超過利息が支払われた場合や元本と制限超過利息が同時に支払われた場合も返還請求が認められる。

セウエールス帝の勅令は、その後のウルピアヌスの理論展開、さらにディオクレティアヌス帝とマクシミアヌス帝の勅令により、錯誤の制限超過利息支払いの場合以外における元本完済後の返還請求可能性へと結実する。この意味で、セウエールス帝の勅令は古典期ローマ法の利息制度において重要な位置を占めるものといえよう。

本稿で検討した問題をより精緻に議論するためにはなお検討を要する諸問題が残る。例えば、自然債務とも関係する無方式合意の歴史的展開について、⁽⁸²⁾当時のローマ社会における消費貸借の当事者について、⁽⁸³⁾そして経済状況と

の関係（特に三世紀の通貨危機）について⁽⁶²⁾である。今後の課題として他日を期したい。

注

(62) 無方式合意に基づいて支払われた利息の返還請求が認められない根拠として、例えばKaser, RPR, S.481; 原田・前掲書一五八頁は、自然債務の支払いに求める。無方式合意に基づく利息が自然債務とされる根拠法文としては Ulp. 43 ad Sab. D. 46, 3, 5, 2 (= B. 26, 5, 5, Lenei, Nr.2908): si sint usurae debitae et aliae indebitae, quod soluitur in usuras, ad utranque causam usurarum tam debitarum quam indebitarum pertinere: puta quaedam earum ex stipulatione, quaedam ex pacto naturaliter debebantur。「債務として負われている利息と債務として負われていない利息があるとき、利息に支払われたものは、債務を負うものと債務を負わないもの両方の利息原因に帰属する。例えば、問答契約に基づいて負われていた利息と、無方式合意によって自然に負われていた利息である。」が挙げられる。

ただし D. 46, 3, 101, 1 によれば、「債権者が弁済をなす場合と債権者が質物を売却する場合とは異なる事例である」ので充当方法が異なる。したがって、債権者が質物を売却する事例に該当する D. 46, 3, 5, 2 と債権者が利息を弁済した事例を同様に考えることはできず、無方式合意に基づく利息が自然債務とされる根拠に用いられるとしても D. 46, 3, 5, 2 の充当理論は本稿の検討対象である債務者が弁済した事例には適用されえない。

なお Schwarz, a.a.O., S.94 は、古典期においては無方式合意をなしたことによる道徳的義務からの故意の非償弁済と考える。非償弁済による不当利得返還請求権の発生には債務が存在していると誤信して支払ったことが要件とされるので、Schwarz によれば、故意の非償弁済とされる無方式合意に基づく利息支払いには非償弁済による不当利得返還請求権の適用の余地はなく、返還請求は認められないこととなる。Vgl. Siber, a.a.O., S.67 Anm.1, 69f.; 原田・前掲書一五八一五九頁。

(63) ローマの「銀行」制度については A. Bürgel, Fiktion und Wirklichkeit: Soziale und rechtliche Strukturen des römischen Bankwesens, SZ 104 (1987), S.465ff. (Bürgel 論文の紹介として)、権澤栄治「ローマの「銀行」制度と法——ローマ法研究の新しい視角——」法制史研究四五卷（一九九四年）一—三頁以下）の考察が新しい視角として注目される。

(64) 本村凌二「ローマ帝国における貨幣と経済——三世紀「通貨危機」をめぐる研究動向」史学雑誌第八八巻第四号（一九七

九年) 四二頁以下、同「帝国通貨と属州都市の貨幣鑄造権——セウエールス朝期経済史の一側面」西洋史学第一一五号(一九七九年) 四〇頁以下参照。